

○ 鈴鹿工業高等専門学校感謝状贈呈規則

平成 16 年 9 月 6 日
規則 第 70 号

最終改正平成 19 年 3 月 5 日

鈴鹿工業高等専門学校感謝状贈呈規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈の事由)

第 2 条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 私財を寄附し、本校の教育研究の向上に貢献したものの
- (2) 本校の学生に対し、多大な教育的援助を与えたものの
- (3) その他前各号に掲げる者に準ずると認められるもの

(感謝状贈呈の手続等)

第 3 条 前条に規定する事由に該当するものがあると認めるときは、運営会議の議を経て校長が決定する。

2 校長は、感謝状の贈呈を決定した場合は、別記様式により感謝状を贈呈する。

(事務)

第 4 条 感謝状の贈呈に係る事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規則の定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

感 謝 状

第〇〇号

割印

(氏名又は団体名) 〇 〇 〇 〇 様

あなたは鈴鹿工業高等専門学校の〇〇〇〇に尽力され本学における〇〇〇〇に多大
な貢献をされました

よってここに深く感謝の意を表します

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 印

(備考) 横長縦書とする。